長谷工グループ役員・社員の皆さまへ

団体保険のご案内

2025年度募集

団体契約のため
割安な保険料
（団体割引25%）
で加入できます！

保険料払込は
便利な給与天引！

①②傷害保険
・ファミリー傷害保険
・パーソナル傷害保険

③医療保険

④団体ゴルファー保険

⑤団体スキー・スケート保険

⑥親介護保険
※新規加入はできません

⑦団体所得補償保険
※新規加入はできません

申込締切日：2025年11月21日（金）まで

前年どおりのご加入者は、**自動継続となります**ので、お手続きは不要です。
新規加入、補償内容の変更、および脱退される場合は、お申込みサイト上にてお手続きください。

医療保険にご加入の方で、上位コースへ変更される場合ならびに団体所得補償保険にご加入の方で増額（増口）される場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除される場合は、健康状態の再告知が必要です。

継続時の年令群により保険料が変更になる場合がありますのでご注意ください。

お申込み・お問合わせ先

取扱代理店　：(株)長谷工システムズ

【東京】〒136－0075　東京都江東区新砂３－３－９
ＴＥＬ　０３（６６６０）２３７３　　担当：荒井・高下
ＦＡＸ　０３（６６６０）２３７６

【大阪】〒541－0048　大阪市中央区瓦町４－５－９
ＴＥＬ　０６（６２２６）２８５１　　担当：中尾
ＦＡＸ　０６（６２２７）０７６２

【福岡】〒812－0073　福岡市中央区舞鶴１－８－３３
ＴＥＬ　０９２（７１２）６２８８　　担当：川上・小西
ＦＡＸ　０９２（７１２）６２８９

こんな方におススメします！！

1. 国内・国外での偶然な事故によるケガのために備えたい
2. 病気やがんでの入院や手術に備えたい
3. ゴルフのプレー中におけるさまざまなリスクに対応したい
4. スキー、スケート、スノーボード中におけるさまざまなリスクに対応したい
5. 親の介護が必要となったときに備えたい
6. 病気やケガで働けなくなったときに備えたい

お申込方法

■加入対象者について：　長谷工グループの役員・社員ご本人およびご家族の方（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、ご本人と同居の親族）となります。
ただし、保険種類によって対象となる被保険者が異なりますので、該当ページでご確認ください。

■ご加入お手続き：　Web(PC・スマートフォン）によるパンフレット・保険料等の確認、加入・変更等のお手続きとなります。Web上でお手続きが完結しますので、ご提出いただくものはありません。

①現在ご加入していただいている方
・加入コースを継続される方
加入内容に変更なく継続される場合は、同一補償内容にて自動継続となりますので、お申込みサイト上でのお手続きは不要です。
・加入コースを変更される方
お申込みサイト上の「新規加入・変更のお手続き」より「申し込み」ボタン⇒次ページ「お申込み画面」⇒加入区分「変更申込」を選択して変更内容をお申し込みください。
・全員脱退をされる方
お申込みサイト上の「新規加入・変更のお手続き」より「申し込み」ボタン⇒次ページ「お申込み画面」⇒加入区分「脱退」を選択してお手続きください。

②新規に加入される方
お申込みサイト上の「新規加入・変更のお手続き」よりお手続きください。
※親介護保険および団体所得補償保険につきましては、継続加入のみとさせていただきます。

■ご加入締切日：　**2025年11月21日（金）**

■自動継続について：　特段のお申し出がないかぎり、翌年以降も今年度ご加入コースと同一の補償内容にて継続されます。

対応する保険

ファミリー傷害保険、パーソナル傷害保険 P.3～4

医療保険 P.5～6

団体ゴルファー保険 P.7

団体スキー・スケート保険 P.8

親介護保険 P.9

団体所得補償保険 P.10～11

保険料払込方法・保険期間（ご契約期間）・引受保険会社

保険種類	保険料払込方法	保険期間（ご契約期間）	引受保険会社（引受割合）
①ファミリー傷害保険 （団体総合生活補償保険）	2026年2月給与より 天引開始（月払）	2025年12月10日午後４時から 2026年12月10日午後４時まで （1年間）	幹事：あいおいニッセイ同和損害保険（60%） 非幹事：損害保険ジャパン（35%） AIG損害保険（5%）
②パーソナル傷害保険 （団体総合生活補償保険）			
③医療保険 （団体総合生活補償保険）	2026年2月給与より 天引開始（月払）	2025年12月10日午後４時から 2026年12月10日午後４時まで （1年間）	あいおいニッセイ同和損害保険（100%）
④団体ゴルファー保険 （団体総合生活補償保険）	2026年3月に 一括給与天引 （一時払）	2025年12月28日午後４時から 2026年12月28日午後４時まで （1年間）	幹事：あいおいニッセイ同和損害保険（60%） 非幹事：損害保険ジャパン（35%） AIG損害保険（5%）
⑤団体スキー・スケート保険 （団体総合生活補償保険）	2026年2月に 一括給与天引	2025年12月10日午後４時から 2026年12月10日午後４時まで （1年間）	幹事：あいおいニッセイ同和損害保険（65%） 非幹事：損害保険ジャパン（35%）
⑥親介護保険 （団体総合生活補償保険）	2026年2月給与より 天引開始（月払）	2025年12月10日午後４時から 2026年12月10日午後４時まで （1年間）	あいおいニッセイ同和損害保険（100%）
⑦団体所得補償保険 （所得補償保険）	2026年2月給与より 天引開始（月払）	2025年12月10日午後４時から 2026年12月10日午後４時まで （1年間）	あいおいニッセイ同和損害保険（100%）

■ 上記①～⑦の保険契約は、株式会社長谷工コーポレーションを保険契約者とし、長谷工グループの 役員・社員を加入者とする団体総合生活補償保険、所得補償保険の団体契約です。

■ 上記①、②、④、⑤の保険契約は、引受保険会社欄に記載の損害保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。

①ファミリー傷害保険

保険期間（ご契約期間）
２０２５年１２月１０日午後４時～
２０２６年１２月１０日午後４時（1年間）

団体割引25%適用

団体総合生活補償保険　傷害補償（標準型）特約、日常生活賠償特約、家族型への変更に関する特約セット

被保険者
（補償の対象となる方）

●役員、社員本人を「被保険者本人」とするご家族（注）が補償の対象となります。
（注）ご家族とは、社員本人および本人の配偶者、親族（本人または配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）および別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子）をいいます。
日常生活賠償補償については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

補償内容

■こんな場合に保険金をお支払いします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

【国内・国外での偶然な事故によるケガ・死亡】

交通事故によるケガ

旅行中のケガ

スポーツ中のケガ

【日常生活における法律上の損害賠償責任を負ったとき】

事故の例

買い物中、誤って商品を壊してしまった

自転車で走行中、誤って他人にケガをさせてしまった

※左記事例でも事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

オプション　＋　鳥インフルエンザやＯ－１５７も補償対象の「特定感染症補償特約★」セットのコースもあります！

保険金額（ご契約金額）および月払保険料

職種級別：A、団体割引25%適用、傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日（入通院）

基本加入コース			ＡＡコース	ＢＡコース	ＣＡコース
保険金額（ご契約金額）	本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	１１０万円	４００万円	６００万円
		傷害入院保険金日額（１日につき）	１,５００円	３,０００円	４,５００円
		傷害手術保険金	①入院中：傷害入院保険金日額の10倍　②入院中以外：傷害入院保険金日額の５倍		
		傷害通院保険金日額（１日につき）	１,０００円	２,０００円	３,０００円
	配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	９０万円	２００万円	３３０万円
		傷害入院保険金日額（１日につき）	９００円	１,５００円	２,２５０円
		傷害手術保険金	①入院中：傷害入院保険金日額の10倍　②入院中以外：傷害入院保険金日額の５倍		
		傷害通院保険金日額（１日につき）	６００円	１,０００円	１,５００円
	親族（一人あたり）	傷害死亡・後遺障害保険金額	６０万円	１１５万円	１８０万円
		傷害入院保険金日額（１日につき）	７５０円	１,２００円	１,８００円
		傷害手術保険金	①入院中：傷害入院保険金日額の10倍　②入院中以外：傷害入院保険金日額の５倍		
		傷害通院保険金日額（１日につき）	５００円	８００円	１,２００円
	日常生活賠償保険金額（免責金額０円）		３,０００万円	３,０００万円	３,０００万円
保険料（月払）			**１，１３０円**	**２，１８０円**	**３，２６０円**

オプションセットコース（特定感染症補償特約★セット）	ＤＡコース（ＡＡコース＋特約）	ＥＡコース（ＢＡコース＋特約）	ＦＡコース（ＣＡコース＋特約）
保険料（月払）	**１，３００円**	**２，４５０円**	**３，７００円**

★正式名称：特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
・記載の保険料は、被保険者（本人）数が5,000名以上10,000名未満（団体割引25%適用）にて試算しております。ご契約開始の際、被保険者（本人）の総数が5,000名未満または10,000名以上となった場合は、保険料を変更させていただきます。
・ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のないかぎり、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
・傷害後遺障害保険金は、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の４～１００％をお支払いします。傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金は、保険期間を通じ合算して、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

職種級別のご確認について

記載の保険料は、下記職種級別Ａの方の保険料です。
保険料は被保険者（補償の対象となる方）本人の職種級別によって異なります。職種級別Bの方の保険料および下記についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

職種級別Ａ	会社事務員、医師など職種級別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など
職種級別Ｂ	農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者

（注）告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

★「特定感染症補償特約」をセットすると、下記の感染症による後遺障害・入院・通院が補償されます。
特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する、一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症をいいます。

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１、Ｈ７Ｎ９）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ－１５７等）、腸チフス、パラチフス

＊上記類型は2025年2月時点の内容です。今後の法改正により感染症の類型が変更されることがありますが、その場合には当特約の対象となる感染症も合わせて変更となります。

②パーソナル傷害保険

保険期間（ご契約期間）
２０２５年１２月１０日午後４時～
２０２６年１２月１０日午後４時（1年間）

団体割引25%適用

団体総合生活補償保険　傷害補償（標準型）特約、交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約

被保険者
（補償の対象となる方）

●役員、社員本人、役員・社員本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族からお選びいただいた方「ご本人」記名式で、お一人ごとにご加入口数（最大５口）を決めていただきます。

補償内容

■こんな場合に保険金をお支払いします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

【国内・国外での偶然な事故によるケガ・死亡】

事故の例

交通事故によるケガ

旅行中のケガ

スポーツ中のケガ

【交通事故等の場合、追加でお支払い】

交通事故等によるケガ

オプション ＋ 鳥インフルエンザやＯ－１５７も補償対象の「特定感染症補償特約★」セットのコースもあります！

保険金額（ご契約金額）および月払保険料

職種級別：A、団体割引25%適用、
傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間０日（入通院）

基本加入コース				Xコース
1口あたり	保険金額（ご契約金額）	国内外での偶然な事故	傷害死亡・後遺障害保険金額	９０万円
			傷害入院保険金日額（１日につき）	１，３５０円
			傷害手術保険金	①入院中：傷害入院保険金日額の10倍 ②入院中以外：傷害入院保険金日額の５倍
			傷害通院保険金日額（１日につき）	９００円
		交通事故等の場合追加でお支払い<交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約>	傷害死亡・後遺障害保険金額	１２０万円
			傷害入院保険金日額（１日につき）	１，３５０円
			傷害手術保険金	①入院中：傷害入院保険金日額の10倍 ②入院中以外：傷害入院保険金日額の５倍
			傷害通院保険金日額（１日につき）	９００円
保険料（月払）				**５２０円**

オプションセットコース（特定感染症補償特約★セット）※	Yコース（Xコース＋特約）
保険料（月払）	**５７０円**

★正式名称：特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
※特定感染症補償特約★をセットされた場合、国内外での偶然な事故の場合の保険金額が補償されます。交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約の保険金額は上乗せされませんのでご注意ください。
・記載の保険料は、被保険者（本人）数が5,000名以上10,000名未満（団体割引25%適用）にて試算しております。ご契約開始の際、被保険者（本人）の総数が5,000名未満または10,000名以上となった場合は、保険料を変更させていただきます。
・ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のないかぎり、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
・傷害後遺障害保険金は、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の４～１００％をお支払いします。傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金は、保険期間を通じ合算して、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

◆お一人さま最大５口までご加入いただけます。
(注)１５才未満の方の傷害保険（ファミリー傷害保険・パーソナル傷害保険）の引受限度額は下記のとおりです（他社契約分含め）
・傷害死亡・後遺障害保険金額：５，０００万円　・傷害入院保険金日額：１５，０００円
・傷害通院保険金日額：１０，０００円

職種級別と特定感染症補償特約について

職種級別と特定感染症補償特約★のご説明は、Ｐ．３をご覧ください。

病気・がんを補償！！

③医療保険

保険期間（ご契約期間）
２０２５年１２月１０日午後４時～
２０２６年１２月１０日午後４時（1年間）

団体割引25%適用

団体総合生活補償保険　疾病補償特約・がん補償特約セット

被保険者
（補償の対象となる方）

●役員、社員本人、役員・社員本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族からお選びいただいた方「ご本人」
新規加入の方は２０２５年１２月１０日時点で満０才（生後１５日）以上満６９才以下の方
ただし、女性コースは満１５才以上の女性のみ「被保険者」となれます。

１．さまざまな病気やがんによる入院や手術等を補償します！
２．日帰り入院から最高６０日まで補償します！
３．女性のがんリスクに対する備えとして、女性特定がんをサポートします！

補償内容

■こんな場合に保険金をお支払いします。

疾病入院

〈疾病入院保険金〉

病気により入院したとき

１日につき
疾病入院保険金日額
をお支払いします。

疾病手術・放射線治療

〈疾病手術保険金〉
〈疾病放射線治療保険金〉

病気により所定の手術・放射線治療を受けたとき

疾病入院保険金日額の
１０倍または**５倍**をお支払いします。

先進医療費用

〈先進医療費用保険金（注）〉

保険期間中に先進医療を受け
その費用を負担したとき

先進医療費用保険金（実費）
をお支払いします。

がん診断

がんと診断確定されたとき
一時金として
がん診断保険金額の全額
をお支払いします。

がん入院・通院

〈がん入院保険金〉
〈がん通院保険金〉

がんと診断確定され、入院または退院後通院
（がん入院保険金をお支払いする場合かつ、
退院後の所定の期間内に通院）したとき
１日につき
がん入院保険金日額　または
がん通院保険金日額
をお支払いします。

がん手術・放射線治療

〈がん手術保険金〉
〈がん放射線治療保険金〉

がんと診断確定され、
所定の手術・放射線治療を受けたとき

がん入院保険金日額の
１０倍または**５倍**をお支払いします。

女性特定がん入院

＜特定がん入院保険金＞

特定がんと
診断確定され入院したとき
１日につき
特定がん入院保険金日額
をお支払いします。

女性特定がん手術・放射線治療

〈特定がん手術保険金〉
〈特定がん放射線治療保険金〉

特定がんと診断確定され
所定の手術・放射線治療を受けたとき
１日につき
特定がん入院保険金日額の
１０倍または**５倍**をお支払いします。

乳房治療見舞費用

〈乳房治療見舞金〉

特定がんで所定の乳房切断術を受けたとき
1乳房につき
乳房治療見舞金
をお支払いします。

（注）「先進医療」とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。
また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のないかぎり、ご継続時満８９才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。
この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率および被保険者の年令によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ご自身にあったコースをお選びください！！

保険金額（ご契約金額）および月払保険料

加入口数：1口のみ（1口のみご加入いただけます）

＜疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数６０日／がん入院保険金支払対象期間６０日、がん通院保険金支払対象期間１８０日
支払限度日数４５日／免責期間０日（入院共通）＞

・疾病補償特約には、「特定精神障害補償特約」がすべてのご契約に自動セットされます。

加入コース				シンプルコース Aコース	がん重視コース Bコース	女性コース Cコース
補償内容	疾病入院保険金日額			5,000円	5,000円	5,000円
	疾病手術保険金額	入院中の手術		50,000円		
		入院中以外の手術		25,000円		
	疾病放射線治療保険金額			50,000円		
	先進医療費用保険金額			300万円		
	がん入院保険金日額				5,000円	
	がん通院保険金日額				2,500円	
	がん手術保険金額	入院中の手術			50,000円	
		入院中以外の手術			25,000円	
	がん放射線治療保険金額				50,000円	
	がん診断保険金額				100万円	
	女性特定がん補償	特定がん入院保険金日額				5,000円
		特定がん手術保険金額	入院中の手術			50,000円
			入院中以外の手術			25,000円
		特定がん放射線治療保険金額				50,000円
		乳房治療見舞金額				20万円
保険料（月払）	２０２５年１２月１０日時点の満年令	１５～１９才		240円	340円	400円
		２０～２４才		300円	420円	480円
		２５～２９才		430円	580円	640円
		３０～３４才		530円	730円	790円
		３５～３９才		560円	880円	960円
		４０～４４才		560円	1,160円	1,260円
		４５～４９才		690円	1,740円	1,870円
		５０～５４才		970円	2,610円	2,770円
		５５～５９才		1,370円	4,000円	4,160円
		６０～６４才		2,020円	5,740円	5,910円
		６５～６９才		2,850円	8,170円	8,330円

（注1） 記載の保険料は、被保険者（本人）数が5,000名以上10,000名未満（団体割引25%適用）にて試算しております。ご契約開始の際、被保険者（本人）の総数が5,000名未満または10,000名以上となった場合は、保険料を変更させていただきます。

（注2） 初年度契約の保険期間の開始時より前に発病したがんまたは初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日（待期期間といいます）を経過した日の翌日午前０時より前に発病したがんについては、保険金をお支払いできません。

（注3） 上記に記載がない年令の方の保険料は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

④団体ゴルファー保険

保険期間（ご契約期間）
２０２５年１２月２８日午後４時～
２０２６年１２月２８日午後４時（1年間）

団体割引25%適用

団体総合生活補償保険　ゴルファー賠償責任保険特約セット

被保険者
（補償の対象となる方）

●役員、社員本人、役員・社員本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族からお選びいただいた方「ご本人」
ゴルファー賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

国内・国外問わず、ゴルフプレー中の危険を補償します！(ホールインワン・アルバトロス費用は国内のみ)

補償内容

■こんな場合に保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償責任
（ゴルファー賠償責任保険特約）

●ゴルフ練習中・競技中・指導中に他人にケガ(キャディー含む)をさせたり、他人の財物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った
〈示談交渉サービス付き※1〉

ゴルファー傷害補償特約

●ゴルフ場敷地内において
ゴルフの練習中・競技中・指導中にケガをした

ゴルフ用品補償特約

●ゴルフ場敷地内において
ゴルフ用品が盗まれた
（注）ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

ﾎｰﾙｲﾝﾜﾝ・ｱﾙﾊﾞﾄﾛｽ費用補償特約※2

●日本国内のゴルフ場において
ゴルフ競技中に、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した

※1　話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
※2　ホールインワン・アルバトロス費用の詳細につきましては、別添の「重要事項のご説明」に記載しておりますので、ご参照ください。

用　語	説　　明
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金が有料（注）のものをいいます。 （注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額（ご契約金額）および一時払保険料

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

ご加入コース		ＸＧ２コース	Ｇ３コース	Ｇ４コース	Ｇ５コース	ＸＧ１コース
保険金額（ご契約金額）	ゴルファー賠償責任保険金額（免責金額0円）	３,０００万円	５,０００万円	５,０００万円	５,０００万円	１億円
	傷害死亡・後遺障害保険金額	２,６６７千円	４,０００千円	５,５００千円	６,６６７千円	７,３３３千円
	傷害入院保険金日額	２,０００円	３,５００円	５,５００円	６,５００円	７,０００円
	傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍（入院中）または5倍（入院中以外）				
	傷害通院保険金日額	１,５００円	３,０００円	４,０００円	５,０００円	６,５００円
	ゴルフ用品保険金額	１５万円	２５万円	３５万円	４０万円	５０万円
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	２０万円	３０万円	４０万円	５０万円	１００万円
保険料（一時払）		**３,７６０円**	**５,８２０円**	**７,７５０円**	**９,３８０円**	**１５,６６０円**

※記載の保険料は、被保険者（本人）数が5,000名以上10,000名未満（団体割引25%適用）にて試算しております。ご契約開始の際、被保険者（本人）の総数が5,000名未満または10,000名以上となった場合は、保険料を変更させていただきます。

■重複契約に関する注意事項
①賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
②ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。
それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

■ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のないかぎり、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

■ご加入にあたっては補償内容について、ご意向に沿った内容であることを必ずご確認ください。

⑤団体スキー・スケート保険

保険期間（ご契約期間）
２０２５年１２月１０日午後４時～
２０２６年１２月１０日午後４時（1年間）

団体割引25%適用

団体総合生活補償保険　スキー・スケート賠償責任保険特約セット

被保険者
（補償の対象となる方）

●役員、社員本人、役員・社員本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族からお選びいただいた方「ご本人」
スキー・スケート賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

スキー場やスケート場での危険を補償します！（日本国内のみ）

補償内容

■こんな場合に保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償責任
（スキー・スケート賠償責任保険特約）

●日本国内においてスキー中に他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った
〈示談交渉サービス付き〉
※話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

スキー・スケート傷害補償特約

●日本国内において、スキー・スケート中に転倒、衝突などの外的要因による事故によってケガをした

スキー・スケート用品補償特約

●日本国内において、スキー・スケート用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。
①スキー用品の盗難（注）②スキー板の損壊
③スケート用品の盗難
（注）ストックの盗難については、スキーの板と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額（ご契約金額）および一時払保険料

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

ご加入コース			スキー・スケートダブルコース		スキーコース		スケートコース		スノーボード・モノスキー特約★セット			
									スキー・スケート・スノーボードコース		スキー・スノーボードコース	
			S01コース	S02コース	S03コース	S04コース	S05コース	S06コース	S07コース	S08コース	S09コース	S10コース
保険金額（ご契約金額）	スキー・スケート賠償責任保険金額（免責金額０円）		3,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円
	傷害死亡・後遺障害保険金額		150万円	250万円	150万円	250万円	150万円	250万円	150万円	250万円	150万円	250万円
	傷害入院保険金日額		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	傷害手術保険金		傷害入院保険金日額の10倍（入院中）または5倍（入院中以外）									
	傷害通院保険金日額		500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円
	用品保険金額	スキー・スノーボード等	10万円	20万円	10万円	20万円	–	–	10万円	20万円	10万円	20万円
		スケート	2万円	6万円	–	–	2万円	6万円	2万円	6万円	–	–
保険料（一時払）			**3,180円**	**4,200円**	**3,060円**	**4,030円**	**1,100円**	**1,200円**	**8,650円**	**13,170円**	**8,530円**	**13,020円**

★雪上滑走スポーツ補償特約がセットされています。
※記載の保険料は、被保険者（本人）数が5,000名以上10,000名未満（団体割引25%適用）にて試算しております。ご契約開始の際、被保険者（本人）の総数が5,000名未満または10,000名以上となった場合は、保険料を変更させていただきます。
※記載の保険料は、スキー・スケート・雪上滑走スポーツの競技・指導を職業としている方を対象とする保険料ではありません。該当の方は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■賠償損害、用品の損害については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のないかぎり、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

■ご加入にあたっては補償内容について、ご意向に沿った内容であることを必ずご確認ください。

親の介護が必要となった場合に！　**※継続加入のみとさせていただきます**

⑥親介護保険

保険期間（ご契約期間）
２０２５年１２月１０日午後４時～
２０２６年１２月１０日午後４時（1年間）

団体割引25%適用

団体総合生活補償保険 傷害補償（MS&AD型）特約、親介護一時金支払特約、要介護３以上から要介護２以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット

被保険者（補償の対象となる方）	●役員、社員本人
特約被保険者（特約の補償の対象となる方）	●「被保険者ご本人」の親およびその配偶者の親（同居・別居は問いません）最大４名まで指定可能

補償内容

■こんな場合に保険金をお支払いします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

【親（特約被保険者）の補償】

親介護一時金

被保険者ご本人またはその配偶者の親（特約被保険者）が要介護状態※となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて90日（フランチャイズ期間）を超えて継続した場合に、親介護一時金額の全額をお支払いします。

※公的介護保険制度の「要介護２」以上の認定を受けた状態（公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態）をいいます。

【被保険者ご本人の補償】

傷害死亡・後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に死亡または、約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。

※傷害後遺障害保険金は、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の４～１００%をお支払いします。傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金は保険期間を通じ合算して、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

保険金額（ご契約金額）および月払保険料

フランチャイズ期間（免責期間）90日、要介護３以上から要介護２以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット

保険金額

ご加入コース（特約被保険者）	Ｓ１コース	Ｓ２コース
親介護一時金額	１００万円	２００万円

＋

ご加入コース（被保険者本人）	Sコース（基本補償）
傷害死亡・後遺障害保険金額	１００万円

月払保険料

ご加入コース	Ｓ１コース	Ｓ２コース
特約被保険者（親）年令（2025年12月10日時点の満年令）	①親介護一時金補償１名あたりの月払保険料	
45～49才	２０円	３０円
50～54才	４０円	７０円
55～59才	８０円	１７０円
60～64才	１９０円	３７０円
65～69才	４４０円	８８０円
70～74才	１，０００円	２，０００円
75～79才	２，２２０円	４，４３０円
80～84才	５，６１０円	１１，２１０円
85～89才	１１，４６０円	２２，９２０円

※45才未満の方の保険料は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

＋

ご加入コース	Sコース
②傷害死亡・後遺障害補償部分の月払保険料（被保険者本人）	１００円

■記載の保険料は、被保険者（本人）数が5,000名以上10,000名未満（団体割引25%適用）にて試算しております。ご契約開始の際、被保険者（本人）の総数が5,000名未満または10,000名以上となった場合は、保険料を変更させていただきます。

■ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のないかぎり、ご継続時の親介護一時金支払特約の特約被保険者の年令が満８９才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率および特約被保険者の年令によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

毎月払い込みいただく保険料は親介護一時金補償の特約被保険者の年令により異なります。保険料は下記のとおり算出します。

月払保険料＝ ①特約被保険者部分の1名あたり保険料※ ＋ ②被保険者本人部分の保険料

※親を複数名設定される場合は、それぞれの年令別保険料の合計となります（同一保険金額でのご加入となります）

特約被保険者について

基本特約の「被保険者ご本人」の親またはその配偶者の親（同居・別居は問いません）とし、最大で４名まで指定可能です。

被保険者ご本人の親	被保険者の配偶者の親
○（同居・別居どちらも可）	○（同居・別居どちらも可）

健康状態告知について

「基本特約の被保険者ご本人」が「特約被保険者（親）」を代理して告知を行います。「基本特約の被保険者ご本人」が「特約被保険者（親）」に健康状態を確認し、その内容を告知しますので別居の場合でも簡便な手続きが可能です。

病気やケガで働けなくなったとき、毎月の収入を補償する保険です！ ※継続加入のみとさせていただきます

⑦団体所得補償保険（所得補償保険）

保険期間（ご契約期間）
２０２５年１２月１０日午後４時～
２０２６年１２月１０日午後４時（1年間）

団体割引25%適用

被保険者
（補償の対象となる方）

●役員、社員本人のみ（パートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方は含まれません）
加入は保険始期日時点の年令が満１５才から満６４才までの方

万が一、病気やケガで仕事を休んだ場合、健康保険や労災保険である程度収入はカバーされますが、それだけでは万全ではありません。特に住宅ローンをご利用の方々は、治療費や生活費の他に、毎月の返済という重圧が加わってくるのです。どなたも、「自分に長期欠勤はない」とは言い切れません。日頃から健康を心がけるとともに、健康である間にこそ、突然の経済的負担に対する備えについてご検討ください。

補償内容

■こんな場合に保険金をお支払いします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

【所得補償保険金】

８日以上全く業務に従事できない状態（就業不能※）が続く場合
（免責期間：７日間）

※就業不能とは、その被保険者が病気やケガにより入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより業務に全く従事できない状態をいいます。

月払保険料

免責期間７日間（※1）、てん補期間１年、職種級別１級

２０２５年１２月１０日時点の満年令（※2）	１口あたり月額保険金額（※2）		**１口あたり保険料（月払）**
２０～２４才	１２７	千円	７４０円
２５～２９才	１１２		
３０～３４才	９１		
３５～３９才	７３		
４０～４４才	５８		
４５～４９才	４９		
５０～５４才	４２		
５５～５９才	３９		
６０～６４才	３７		

（※1）保険金支払の対象となる就業不能発生の初日から７日間は、保険金をお支払いできません。
（※2）月額保険金額は、保険始期日時点の満年令で計算します。

・所得補償保険には「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。
（初年度契約については、1年の待機期間があります）

・所得補償保険には「無事故戻しに関する規定の不適用特約」が自動セットされます。

・左記に記載がない年令の方の保険料は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- 月額保険金額は平均所得額×50%を限度として、かつ合計が100万円未満になるようにご加入の口数をお決めください。
  ＊平均所得額とはお申し込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
- 記載の保険料は、被保険者（本人）数が5,000名以上10,000名未満（団体割引25%適用）にて試算しております。ご契約開始の際、被保険者（本人）の総数が5,000名未満または10,000名以上となった場合は、保険料を変更させていただきます。
- 保険金額は被保険者（補償の対象となる方）の職種級別によって異なります。下記に記載されていないご職業については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

1級	会社事務員、教師など	2級	飲食料品製造作業者など
3級	営業用貨物自動車運転者など	4級	セメント製造工など

（注）告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- 変更・脱退のお申し出のないかぎり、ご継続時満６４才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料および月額保険金額は、継続日現在の被保険者の年令および保険料率によって計算されますのでご注意ください。また、ご加入範囲の年令を超えた場合は継続が中止とされますのであらかじめご了承ください。
  （ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

保険金のお支払い例

45才で4口（月払保険料2,960円、月額保険金額196,000円）にご加入の方が、病気により１か月９日間（免責期間7日）就業不能となった場合（入院、通院・医師の指示による自宅療養いずれの期間に対しても、保険金は支払われます。）

$$\text{お支払いする保険金} = 196{,}000\text{円} \times 1\text{か月} + 196{,}000\text{円} \times \frac{2\text{日}}{30\text{日}} = \text{約}209{,}066\text{円}$$

※就業不能期間が1か月に満たない場合は1か月を30日間とした日割計算となります。

なお、有給休暇を使うか否か、また生命保険金が支払われるか否かは問いません。

12月	1月	2月
保険始期12月10日	1月3日　就業不能 免責期間7日 1月10日 （保険金支払対象期間1月10日～2月11日＜1か月2日＞）	2月12日　職場復帰

※1か月の計算方法
（1）月の初日から起算する場合は当月末日＜例：1/1～1/31、2/1～2/28＞
（2）月の中途日から起算する場合は翌月応当日の前日（応当日がない場合はその月の末日＜例：1/20～2/19、1/31～2/28＞

口数決定時のご注意

●口数の決め方

・所得補償保険金額は、被保険者の方の加入する公的保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます。）による給付内容や保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額（＊１）×50%を限度として、かつ合計が100万円未満になるようにご加入の口数をお決めください。
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額（＊２）を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（＊１）「平均所得額」とは、お申込み直前１２か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
（＊２）「平均月間所得額」とは、ケガや病気で働けなくなる直前１２か月における被保険者（補償の対象となる方）の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
（＊３）「平均月間所得額」とは以下のとおり計算した額をいいます。（※１）

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額（※２）} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額（※３）}}{\text{１２（か月）}}$$

(※1)被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。
(※2)給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。
就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
(※3)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

サービスのご案内

「ファミリー傷害保険」「パーソナル傷害保険」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は①④のサービス、「医療保険」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は②③④のサービス、「親介護保険」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は①②③④のサービスをご利用いただけます。

①【生活安心サポート】

- **健康・医療ご相談**（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- **ホームヘルパーサポート**（ホームヘルパー業者のご紹介）
- **暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談**（法律のご相談／税務のご相談）

②【医療カウンセリングサービス】

- **セカンドオピニオンのご相談**

③【健康安心サポート】

- **健康検診サービス**（人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介）
- **健康・医療ご相談**（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- **介護安心サービス**（介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供）／認知症TESTER（テスター）
- **メンタルご相談**（メンタルヘルスのご相談）
- **暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談**（法律のご相談／税務のご相談）

GN25-300063

④【CareWiz トルト for me】

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_s_GN25-300063.pdf

- **歩行機能分析**　■**口腔機能分析**

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となりま す。ただし、『CareWiz トルト for me』については、各特約の補償対象となる方も利用可能です。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
※「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」は保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」 はサービス内容によりご利用日・ ご利用 時間が異なります。
※「CareWiz トルト for me」のご利用にあたっては、スマートフォンなどが必要です。
※「CareWiz トルト for me」の分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。
※「CareWiz トルト for me」のサービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。また、保険期間中の利用回数に制限はありません。
※上記は「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」「CareWiz トルト for me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」および上記二次元コードまたはURLより「団体総合生活補償保険のサービスのご案内」をご確認ください。ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・健康状態告知のご案内

下記二次元コードまたはURLより重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内をご確認ください。ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

	①重要事項のご説明	②お支払いする保険金 および費用保険金のご説明	③健康状態告知に ついてのご案内
	URL		
ファミリー傷害保険 パーソナル傷害保険	GN24-300733	（傷害）GN24-300747 （費用）GN25-300004	
	① https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300733.pdf ②（傷害）https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN24-300747.pdf ②（費用）https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300004.pdf		
医療保険 親介護保険	GN24-300732	（傷害＋疾病+がん）GN25-300013 （費用）GN25-300004	GN24-300793
	① https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300732.pdf ②（傷害+疾病+がん）https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300013.pdf ②（費用）https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300004.pdf ③ https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300793.pdf		
団体ゴルファー保険	GN24-300785	GN24-300660	
	① https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300785.pdf ② https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN24-300660.pdf		
団体スキー・スケート保険	GN24-300786	GN24-300661	
	① https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300786.pdf ② https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN24-300661.pdf		
団体所得補償保険	GN22D010835	GN22D010739	GN24-300788
	① https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_sho2302.pdf ② https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_sho2310.pdf ③ https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/sh_k_GN24-300788.pdf		

ご加入・ご継続にあたってのご注意

■このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入・ご継続にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■加入申込事項に、お間違いがないか十分にご確認ください。入力事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

■ご契約の内容は各保険に適用される普通保険約款・特約によって定まります。なお、詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

■団体総合生活補償保険、所得補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（株式会社長谷工コーポレーション）に交付されます。

■他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてお申込みサイト上告知していただきます。正しく告知していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

■健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込事項（職種・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■傷害保険、医療保険、親介護保険、団体所得補償保険について事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

■団体ゴルファー保険、団体スキー・スケート保険について事故が起こった場合、遅滞なく（ケガに関する事故が発生した場合は30日以内に）、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

■ファミリー傷害保険（団体総合生活補償保険）セットの日常生活賠償特約、団体ゴルファー保険（団体総合生活補償保険）セットのゴルファー賠償責任保険特約、団体スキー・スケート保険（団体総合生活補償保険）のスキー・スケート賠償責任保険特約には「示談交渉サービス」が付いています。詳細については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。
※話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

■親介護一時金をお支払いした場合は、ご継続時に必ず補償の見直しが必要となりますのでご注意ください。

■募集期間終了後の中途加入・補償開始は以下のスケジュールとなります。
毎月10日　長谷工システムズへ加入申込締切、保険料は当月25日までに着金完了
↓
翌月　　補償開始日は以下のとおり
団体ゴルファー保険：28日、団体ゴルファー保険以外：10日

重複契約についてのご注意

補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約・所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

本保険契約に関する個人情報について、長谷工コーポレーショングループまたは、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第５３条の１０）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

＜取扱代理店＞

(株)長谷工システムズ

東京：〒136-0075　東京都江東区新砂３-３-９
TEL　03-6660-2373　FAX　03-6660-2376

大阪：〒541-0048　大阪市中央区瓦町4-5-9
TEL　06-6226-2851　FAX　06-6227-0762

福岡：〒810-0073　福岡市中央区舞鶴1-8-33
TEL　092-712-6288　FAX　092-712-6289

＜引受幹事保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

東京企業営業第五部営業第二課

〒103-8250　東京都中央区日本橋3-5-19
あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル
TEL　050-3460-1286　FAX　03-6748-7866

（2025年8月承認）A25-101530